



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 サンゲツ
代表者名 代表取締役社長 安田 正介
(コード番号 8130 東証・名証第一部)
問合せ先 経理部長 助川 達夫
(TEL. 052-564-3331)
社長室長 柴田 和彦
(TEL. 052-564-3270)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（ただし、株主総会における先決議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員であるものを除く。以下「業務執行取締役」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 議案提案の理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、業務執行取締役に對して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を新たに導入することが当社の報酬制度として相当と判断するものであります。

II. 議案の内容

1. 報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、会社法第 361 条第 1 項に基づき、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 54 回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額 520 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、第 63 回定時株主総会においては、取締役の報酬についての変更議案も付議させていただく予定です。この変更議案ではそこでは金銭報酬の額とは別枠にて、年額 120 百万円の範囲内でストック・オプションとして業務執行取締役に對して 1 年間に発行することができる報酬等につき、ご承認をお願いすることとしております。

当社の業務執行取締役に對しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正価額を払込金額とする新株予約権を当社業務執行取締役等に割当てて一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は9名（うち、社外取締役1名）ですが、平成27年6月18日開催予定の第63回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認決議されました後には、業務執行取締役は6名となります。なお、第4号議案が原案どおり可決承認された場合には、監査等委員である取締役は5名（うち、社外取締役4名）となりますが、株式報酬型ストック・オプションの付与の対象には含まれておりません。

また、当社は、本日付でプレスリリースの通り、有償ストック・オプションを役員に対して発行する旨の決議を行っておりますが、これは当該新株予約権の公正な評価額を現実に払い込むことが求められる有償のストック・オプションであり、また、各役員に対して報酬として付与されるものではなく、あくまでも付与対象者が各自の投資判断等に基づき引き受けるものであることから、この株式報酬型ストック・オプションとは別の性質のものです。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

600個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

60,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失

した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上